

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて（令和5年度版）

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

《安全方針》

『すべては安全から』

「安全の確保」がすべての業務に優先することを社長以下、全従業員が深く認識するとともに、関係法令を遵守し、旅客運送事業者としての責務を誠実に果たすことで社会に貢献する。

《重点施策》

- 1、経営トップ自ら現場へ足を運び、情報の共有を図る。
- 2、法令遵守こそ安全輸送の根幹であることを全社員に徹底する。
- 3、安全性の確保に向けた指導を継続的に行い、常に事故ゼロを目指す。
- 4、安全最優先の鉄則の下、お客様に快適なサービスを提供する。
- 5、職場ぐるみで静止物事故、車庫内事故撲滅を目指す。
- 6、職場ぐるみでアルコール反応者の根絶を目指す。

2. 輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況

（令和4年度 達成状況）

	目 標	実 績	達成状況
重大事故	0件	1件	未達成
人身事故	0件	1件	未達成
有責物損事故（上期）	前年件数10%削減	+3件	未達成
有責物損事故（下期）	前年件数10%削減	±0件	未達成

(令和5年度 目標)

	目 標
重大事故	0 件
人身事故	0 件
有責物損事故（上期）	前年件数 10%削減
有責物損事故（下期）	前年件数 10%削減

3. 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

(令和4年度)

事故の種類	実 績
車内事故	1 件
死傷者が生じた事故	1 件
車両故障による	1 件

4. 貸切バス事業者安全評価認定

令和3年12月27日に開催された公益社団法人日本バス協会「貸切バス事業者安全性評価」委員会において、三ツ星（★★★）の認定を受けました。

これからも弊社の安全方針である「すべては安全から」を元に、輸送の安全確保とサービスの向上に取り組んでまいります。



5. 輸送の安全に関する組織体制 及び 指揮命令系統

【組織、指揮命令系統】

新潟交通観光バス株式会社の「安全管理体制図」によります。

【事故、災害等に関する報告連絡体制】

新潟交通観光バス株式会社の「バス運行時緊急事態発生対応連絡網」によります。

6. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施結果

【令和4年度の実施結果】

① 経営トップによる職場巡視

経営トップ及び安全統括管理者による職場巡回を行い、輸送の安全に関する取り組み状況の確認や現場管理者との意見交換を行うとともに、所属員に対し、安全最優先に関する訓話を実施し、安全意識の向上を図りました。(6回実施)

② 各種安全運動の取り組み

各種安全運動を通じ、輸送の安全に対する意識の高揚を図りました。また、車内事故防止キャンペーンにおいては、車内ポスター掲示によりバス利用者への啓発活動を行いました。

春の全国交通安全運動(4月)、車内事故防止キャンペーン(7月)、
夏の交通事故防止運動(7月)、秋の全国交通安全運動(9月)、
高齢者交通事故防止運動(10月)、年末年始輸送安全総点検(12月～1月)、
冬の交通事故防止運動(12月)

③ 事故調査委員会及び事故防止委員会による安全への取り組み

労使による事故調査委員会を3ヶ月毎に開催。当該期間に発生した事故の映像等を基に、原因究明及び事故防止策について議論した他、オーバーハングや急ブレーキ体験等、車両を使用した体験型研修を行い、類似事案の事故防止に努めました。また、各営業所にて事故防止委員会を開催し、事故調査委員会で策定した事故防止策の周知を図るとともに、ヒヤリハット情報の収集やハザードマップを作成し、危険予知能力の向上に努めました。

《事故調査委員会において策定・実施された主な事故防止対策》

「静止物事故ゼロ運動」を行い、車両後退時における社内ルールの徹底を呼びかけ、静止物事故の撲滅に努めました。

④ 営業所長による早朝点呼立会の実施

毎月21日を「事故ゼロの日」と定め、営業所長による早朝点呼立会を実施。始業点呼にて運転士に対し安全に関する指示伝達を行うとともに、点呼執行者に対し、適切な始業点呼が行われているかを確認し、必要に応じて助言と指導を実施しました。(12回実施)

⑤ 全運転士に対する個人面談の実施

全運転士に対し、営業所長による個人面談を実施し、運転操作や乗務態度、健康管理に関する指導を行いました。(年2回以上実施)

⑥ 適性診断の受診

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項の規定に基づき、「旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」に準拠して、指導を行うとともに、国土交通省が認定する一般診断を定期受診（3年毎）させ、結果に基づき運転に関するクセや注意点を指導し、事故防止に努めました。（44名受診）

また、65歳以上の運転者には適齢診断を受診（毎年）させ、加齢に伴う身体機能の変化の程度に応じた事業用自動車の安全な運転方法について指導しました。（39名受診）

⑦ 指導官・チーフドライバー制度の設立

事故惹起者や経験の浅い運転士への指導教育を専門的に行う新たな職位「指導官」を安全管理部門に設置。また各営業所においては、事故防止教育のサポートや安全啓蒙を行う新たな職位「チーフドライバー」を設置し、指導教育体制の強化を図りました。

⑧ 健康に起因する事故防止への取り組み

健康診断は1年以内ごとに1回、また深夜業に従事する者に対しては6ヶ月以内ごとに1回実施し、診断結果を踏まえた運転士の健康状態の把握及び健康管理の重要性について指導を行い、健康に起因する事故の未然防止に努めました。また、運転士に対する睡眠時無呼吸症候群（SAS）スクリーニング検査を実施しました。（101名実施）

⑨ 外部表彰、無事故表彰制度の活用

外部表彰及び自動車運転無事故表彰制度を活用し、運転士の安全意識の向上を図りました。（外部表彰者6名・自動車事故無事故表彰者89名）

【外部表彰】

日本バス協会会長表彰	1名
北陸信越運輸局長表彰	2名
北陸信越運輸局新潟運輸支局長表彰	2名
新潟県高速道路交通安全協議会優良運転者表彰	1名

⑩ ヒヤリハット情報の収集、ハザードマップの活用

ヒヤリハット情報の収集に努め、事故多発箇所を含めたハザードマップを営業所毎に作製し、事故の予防に努めました。

⑪ バスジャック対応訓練の実施

危機管理体制を高めることを目的とし、新潟交通株式会社と合同で、バスジャックを想定した情報伝達訓練を実施しました。（令和4年11月29日 実施）

⑫ 消火・脱出訓練の実施

火災を始めとする緊急時に備え、消火器・発煙筒の使用方や、観光車両の非常口を使用しての脱出訓練を行いました。(令和4年11月4日実施)

⑬ 運行管理者 基礎講習・一般講習の受講

国土交通大臣が認定する基礎講習、並びに一般講習を受講し、事業用自動車の運行における安全確保のため、運行管理の実務や関係法令、安全の確保に必要な管理手法等を学び、事故防止に努めました。(基礎講習5名、一般講習30名受講)

⑭ 運輸安全マネジメントセミナーの受講

安全管理部門担当者に北陸信越運輸当局等が主催する運輸安全マネジメントセミナーを受講させ、輸送の安全性向上に努めました。

(ガイドラインセミナー1名、リスク管理セミナー2名、内部監査セミナー3名、運輸防災マネジメントセミナー1名受講)

7. 輸送の安全に関する教育及び研修の計画

【令和5年度の取り組み】

「6.輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況」と同様の教育及び研修を継続すると共に、次の内容に取り組みます。

(運転士)

① 定期研修の実施

運転士教育・指導計画に基づいて、安全運転に関する知識と技術を向上させるための研修を実施します。(1月～2月)

② フォローアップ研修の実施

運転経験の浅い(入社1年程度)運転士を対象に、運転操作や接客対応を振り返り、改善点を明確にさせるとともに、安全運転への意識高揚を図るための研修を実施します。(今年度対象者3名予定)

(運行管理者・運行管理補助者)

運行管理者の責務や法令、輸送の安全確保に関する知識の習得並びに厳正な点呼執行のため、国土交通大臣が認定する一般講習を受講させる他、安全管理部門の担当者に北陸信越運輸当局等が主催する運輸安全マネジメントセミナーを受講させ、輸送の安全性向上に努めます。

8. 輸送の安全に関する内部監査結果及びそれを踏まえた措置内容

安全管理体制の適合性及び有効性を確認するため、当社の「内部監査手順」に基づき、予備監査も含め年2回の内部監査を実施しています。ガイドラインごとの取り組みについて、経営トップ及び安全統括管理者へ監査を実施した他、各営業所及び安全管理部門（営業部運行管理課）に対しては点呼記録簿や運行指示書等の運行帳票類を始め、教育記録や車両の点検記録等関係書類の監査を実施しました。概ね不備が無く関係法令・規則等に沿い運営されている事が確認されました。内部監査の結果については、適宜会議等により報告を行うとともに、指摘事項が見られた場合には再度関係書類の確認を行い、継続的な改善を図っています。

9. 輸送の安全のために講じた処置

（令和4年度の主な投資）

- ① 運行管理者資格を始めとする各種資格の取得
- ② 運輸安全マネジメントセミナーの受講
- ③ 睡眠時無呼吸症候群（SAS）に対するスクリーニング検査の実施
- ④ アルコールチェッカー及びメディカルチェック機器の維持管理
- ⑤ 無事故運転士への表彰
- ⑥ 指導官・チーフドライバーの設立

10. 一般貸切旅客自動車運送事業の内容について（令和5年6月30日現在）

① 運転者に係る情報

（名）

	本社 (営)	京ヶ瀬 (営)	潟東 (営)	新発田 (営)	村上 (営)	津川 (営)	下関 (営)	勝木 (営)	合計
正規雇用の貸切運転者	15	16	11	10	15	0	0	0	67
正規雇用のその他運転者	11	11	38	20	0	5	3	4	92
※非正規雇用の運転者	5	15	14	7	3	0	1	1	46
運転者 合計	31	42	63	37	18	5	4	5	205

※非正規雇用の運転者…当社グループOB運転士

② 運行管理者及び整備管理者に係る情報

【運行管理者・補助者】

(名)

	本社 (営)	京ヶ瀬 (営)	潟東 (営)	新発田 (営)	村上 (営)	津川 (営)	下関 (営)	勝木 (営)	合計
運行管理者 数	8	7	8	7	4	2	1	1	38
運行管理補助者 数	4	4	0	2	2	3	3	2	20

【整備管理者・補助者】

(名)

	本社 (営)	京ヶ瀬 (営)	潟東 (営)	新発田 (営)	村上 (営)	津川 (営)	下関 (営)	勝木 (営)	合計
整備管理者 数	1	1	1	1	1	1	1	1	8
※整備管理補助者 数	9	10	6	6	5	4	3	2	45

※補助者には、整備管理有資格者を任命しています

③ 事業用自動車に係る情報

(両)

	本社 (営)	京ヶ瀬 (営)	潟東 (営)	新発田 (営)	村上 (営)	津川 (営)	下関 (営)	勝木 (営)	合計
大型観光車 数	13	9	7	7	0	0	0	0	36
中型観光車 数	2	5	1	1	2	0	0	0	11
小型観光車 数	1	2	0	0	1	0	0	0	4
その他(乗合車両) 数	17	26	54	33	20	11	4	8	173
車両数 合計	33	42	62	41	23	11	4	8	224

○任意保険 対人保険金額 無制限 (乗合車両も同様)

対物保険金額 無制限 (乗合車両も同様)

○主な運行の態様 主催旅行、企画手配旅行、学校等送迎

1.1. 安全統括管理者

安全統括管理者には 常務取締役 高澤 由樹 を任命しています。

1.2. 安全管理規程

新潟交通観光バス株式会社のホームページに掲載しています。

1 3 . 行政処分 の 公表、改善状況等

弊社潟東営業所所属の路線バスにおいて、令和4年3月15日に車検有効期限満了車両を運行した事案を端緒に、北陸信越運輸局による監査が行われました。

その結果、令和4年9月15日に行政処分を受け、令和4年10月25日に改善報告をいたしましたので、下記の通りご報告いたします。

- 1、対象営業所 潟東営業所
- 2、処分内容 運送施設の使用停止 60日車×1両
- 3、指摘事項
 - ・無車検運行があったこと
- 4、改善内容

当該事案を受け、運行前の日常点検項目に「有効期限満了日」の確認を追加した他、代表取締役社長（経営トップ）、取締役（安全統括管理者）、営業部長（安全管理者）による全営業所巡回を実施。再発防止の徹底を図る様指導いたしました。

また、当確認事項を安全内部監査時の監査項目に追加し、定期的の実施確認を行うことにいたしました。

以上

新潟交通観光バス株式会社